# 郷土・地域資料の言語的・制度的源泉の再提示

小出　晋之将（文学研究科比較文明学専攻）

## はじめに

郷土資料は誰の手で、どの様に取り扱われるべきなのだろうか。そして、そもそもどの様な資料を指し示しているのだろうか。

2012 年、武雄市図書館・歴史資料館の改修に伴う蔵書整理において郷土資料を含んだ蔵書・視聴覚資料の大量廃棄されていたことが、同市の市民の公文書開示請求により明らかになり、議論を呼んだことは記憶に新しい。この問題に関しては指定管理者である CCC（カルチュア・コンビニエンス・クラブ）における十進分類法を排した蔵書整理と配架、図書館専門職員の不在、運用システムの互換性の不一致など幾つかの問題提起は考えられる。

しかし、公共図書館の郷土資料担当者によって実践的な形で収集管理されていたはずの専門的な郷土資料のコレクションの喪失が、図書館関係者ではなく地域住民の指摘により初めて表面化されたということを問題とする声は殆ど聞かない。その原因を、図書館改修時の人事と蔵書整理の混乱の中で、特定の地域住民の蔵書監査の眼が先んじたと結論付けるのは簡単ではある。しかし、これは個別事例として処理できる問題というよりは、近年の郷土資料の取り扱いを巡っての地域住民の関わり方の変化をみるならば、極めて普遍的な問題の一つであった。「郷土」概念の変遷に伴う資料収集の広範化並びに専門化の継承、そして市民参画意識の上昇に対応しきれていない、ということが原因であるとみることもできるだろう。

そもそも日本の図書館における郷土資料の取り扱いは、郷土概念それ自体からして、明治以前から戦後にかけてその語義の同一性、連続性は必ずしも保持されているわけではない。社会的状況の変化を適宜斟酌し、名称と管理の在り方を派生、あるいは変化させてきたという面もある。そうした変化に寄り添いながら、多くの現代の図書館において、図書館法における「活動の目的」の中に組み込まれ、図書館や専門職員ごとの多様性を伴いながら運用されてきた。それは、史料としてだけではなく、地域行政資料や観光情報資源、そして郷土教育などの社会（実利）資料と文化資料の間でバランスを取りながら、地域全体の諸機関、あるいは個人との関わりにおいて満遍なく収集されてきたものである。そして、その専門性の継承には一定の難があり、コレクション形成自体を除いては、利用者、地域住民の中に郷土資料を管理するための持続的眼差しがしばしば立ち現れてくるのではないだろうか。だからこそ、それに関わる仕事の専門性の所在を明確にするために、このあまりにも多くの形質と変化を含んだ資料の内実を問い直す必要があるのだ。

本稿の目的は、図書館における郷土資料の取り扱われ方や専門性の継承性を検証する研究の一環として、戦前から戦後の図書館法成立に至るまでの郷土資料を巡る言語的・制度的文脈を精査し、その包括性と蓋然性の源泉を示すことにある。

戦前から戦後にかけての郷土資料の取り扱いに関する研究は少なくはない。主だったものとしては、柳田國男（国男）の郷土概念の定義を取り扱ったものや、全国的な郷土資料活動に端を発した三多摩郷土資料研究会における地域資料研究とそれを分析したものなどが挙げられるだろうか[1)]。近年では、島津俊之が明治前期に柳田國男が「新しく起こった」とした郷土概念の変化を、教育制度の中での思想と実践の歴史的展開において捉え、郷土概念の教育的運用の起点を詳らかにしているものなども興味深いだろう[2)]。

前述した近年の歴史的展開や概念定義をめぐる研究を踏まえた上で、本稿では、明治初期から戦後の図書館法成立に至るまでの郷土資料を巡る法整備の際の文言の変化に着目しつつ

論じていきたい。1 章では明治期における「郷土」概念の成り立ちと海外の類似概念との接合とその教育的運用を改めて整理する。続く 2 章では日本国内及び図書館関連法令への思想輸入の中で生じた言語と概念の変化をその使用例を見ながら簡潔に論じる。3 章ではこれまでの言語的･制度的概観を踏まえた上で、はじめに提示した問題意識と関連付けて論じる。そして最後に、本稿の総括と次稿への繋がりを述べるものとする。

## 1. 教育法令における「郷土」概念

「郷土資料」の図書館学及び図書館情報学用語辞典における定義は部分的差異こそあるが、その大枠では一致を見せている。

例えば、『図書館情報学用語辞典』では「local material ; local collection　図書館資料の一つで、図書館の所在する地域や自治体に関係する資料、以前は郷土史に関する資料とみなされた。地域資料ともいう。…」[3] とあり、NDL（日本図書館協会）の『図書館用語集』においては「公共図書館において収集される当該地域に関する資料。郷土史資料、郷土誌資料、地域資料などともいい、また時には、地方史資料、地方誌資料などの語も同義に用いられる。…」[4] とあり、その図書館が存在している地域に関する網羅的な資料群を指し示しているとする見解が一般的ではあるだろう。対象となる資料は、文献資料から、視聴覚資料、博物館学的資料、ひいては管理区分が文書館と重複している行政資料等も含有されている場合もあり、その管理も含めて分野・所属において横断的な形となっている。

こうした包括的概念の中で分割され、管理・運用がなされている「郷土」概念であるが、そもそも現在の形質は近代化、啓蒙主義に付帯する蘭語・独語・英語などの言語並びに思想翻訳の中で獲得されたものであり、当初の形態からは大幅な概念拡張がなされたものである。図書館関係法令との兼ね合いをみる前に、そうした幕末から明治期にかけての言語的変遷の概観を捉えておくことは、近代的郷土概念の雛形と図書館における資料収集にあたっての教育的文脈を知る上で有意なはずである。

まず、言語としての「郷土」は漢語として『列子』などで見られていたものであり、それ自体は目新しいものではないが、これが社会教育的な文脈の中で用いられることにより、その意味を大きく変遷させてきた。そもそも、明治初期にドイツから様々な教育政策が輸入され、その一つとして“heimat”（故郷 / 郷土）概念が思想翻訳された時に、偶有的に従来の漢語的「郷土」概念と接合され、近代的「郷土」概念の雛形が形成されたとみるのが一般的ではあるだろう[5]。ドイツ語における“heimat”は、「心の故郷」とも翻訳されるように、狭義の生まれ育った土地の文化・生活空間全般を指し示す包括的概念ではあると同時に各時代の社会情勢や文化の隆盛の中で幾らかの解釈の変更を加えられている概念でもある。当初は文化・生活空間を指す語であったが、ナチ時代においては「郷土」概念と民族概念が同化され国家的アイデンティティの涵養を扶助するものとして想定されていたというのもその変更の一つである。日本のものも当初は狭義的な周辺空間を指すものと運用されていたが、教育法令に付帯する形で徐々にドイツのものと同種の変化を迎えていくことになった[6]。

教育法令に関連する「郷土」使用の始まりは『小学校ノ学科及其程度（抄）（明治十九年五月二十五日文部省令第八号)』の地理の項目において確認できる[7]。当初の「郷土教育」は、「郷土史」と「地理」を指導内容の中核に据えており、その土地の歴史や地理学を中心に据えたものであった。しかし、教育制度とそれに附帯する所訓令･布告の変化に対応する形で、その実態は変化していくことになる。本稿では本筋から外れるため詳細な言及こそ避けるが、島津俊之が語るような「郷土地理教育」の明治初期、「学制」期、「教育令」期の間の接合と転換をそうした変遷の中にみることができる[8]。こうしたドイツ的「郷土教育」概念の

国内における運用手法の変遷は、地方の書籍館の不足と重なり、地域間の分析・比較のための社会教育状況において格差を生じさせていた[9]。

こうした格差が、西崎恵の『図書館法』の概論部分で語られているように、地域住民と国家の地理的・知識的距離がある状態、戦前の局地的な書籍館の配置状態を問題視し、「動く図書館」「国民に奉仕する図書館」、西沢が語るところの“新しい図書館”の設置が要求されていく流れへと繋がっていった[10]。こうした地理的・知識的格差の是正は図書館法整備により行われてきた一方で、占領期の教育改革において図書館運営の主体が地方公共団体の教育委員会になったことと合致して郷土資料の収集が各図書館に所属する図書館職員の努力へと還元されていく風潮へと繋がったのであろう。

ともあれ、漢語としての「郷土」はドイツの郷土教育思想“heimat”概念の思想翻訳の中で教育的文脈を得た。当初は地理学の教育や地域教育を扶助するものであったが徐々に国家へのアイデンティティ（心のふるさと）帰属の為の修身へと収束していく。いっぽう、近代の図書館の雛形である書籍館においては、郷土資料の収集は法に盛り込まれたものではなかった。啓蒙主義的社会教育（知識格差是正・文民の涵養）の役割とより身近な郷土資料収集の必要は、戦後になって、問われていくことになるのである。

## 2. 図書館法への教育的「郷土」概念の輸入

社会教育関係法として図書館法が整備されたのは戦後のことであり、郷土資料もその中で具体化されることになった。“heimat”概念はドイツから思想翻訳されたものであり、図書館及びその法令の骨格は主にアメリカ合衆国のものを参考にしていたが、図書館における郷土資料・史料群の取り扱いに関しては英米のものが参考にされている。幕末から明治初期にかけて英米のものが研究され、戦後にイギリスのブラウン式の図書館経営論をモデルに郷土資料の実践が決まったとする三多摩郷土資料研究会の論もある[11]。これに関しては全国的に流通の出版・流通の拠点が存在し郷土コレクションがあまり発展しなかったアメリカ合衆国に対して、地域間の流通格差が存在し郷土コレクションが形成された英国の郷土資料コレクションのモデルが日本のものと共通性を見せていた為であると研究会は述べている[12]。

さて、「郷土」という語が図書館法整備の流れの中で初めて用いられたのは、『図書館法成立史資料』に即してみるのならば、第二期終盤の兵藤第五案（昭和二十三年二月付）においてであった[13]。それ以前の類似表現としては、第一期終盤に社会教育局が提出した「公共図書館制度刷新要綱案」（昭和二十一年十二月付）の中で、「夫々土地の状況に配慮」という包括的な意味での地方教育への配慮を促す文言がある[14]。土地の状況に配慮という文言は“heimat”概念のような「心のふるさと」に根付いた社会・文化的教育というよりは、より地理学的な配慮という意味が強い。

その後、設置基準を中心とした法案が幾つか提出され、公共図書館法案･第二修正試案（昭和二十二年九月十八日付）第二条「所在地方住民の自己教育の継続に資すると共に、地方教育の発展に寄与しなければならない」という文言を付加、広義の意味での資料収集方針、施設としての目的が明示されることになった[15]。とはいえ、ここにおける地方教育は西崎恵の提唱する類の知識的格差是正の比率が高いと捉えるのが妥当であるだろう。以降、公共図書館法案の各案において「土地の状況などを考慮」「社会教育の全面的振興」など、社会教育法との関連性及び公共施設としての設置基準にも関わる言い回しは散見されてはいた。その言い回しは、郷土資料を取り扱う際の地域の独自性への配慮、郷土史や地域産業、地理学的教育活動の推進というよりは、あくまで社会教育法関連法案としての社会教育活動に資する存在という意味合いが強かったと考えられる。

そうした広範的な言い回しから、事業内容の具体化、収集対象となる資料群が策定されたのが、本章の冒頭で述べた社団法人日本図書館協会の公式意見として審議決定された「公共図書館法案」兵藤第五案（昭和二十三年二月付）である。この段階ではあくまで都道府県立の「中央図書館目的遂行のための事業」として「郷土資料」の収集を決めたものであり公共図書館一般の事業ではなかったが、「郷土資料」という文言を明示した点で、その後の雛型となった[16)]。

この後、幾つかの法案の提出を経て、「郷土資料」の取り扱いは中央図書館、都道府県中央図書館の収集事業であるという位置から、公共図書館全体の活動の目標として「郷土資料及び地方行政資料をしゆう集すること」へと変化したのは、社団法人日本図書館協会が提出した「公共図書館法案」（昭和二十三年十一月三日付）においてであった[17)]。その後の文部省案（昭和二十四年一月付）にも同様の形で総則の活動の目的の中に組み込まれ、現在の形へと収束することになる。

## 3.「郷土資料」を地域間比較の視座涵養のために

この様な図書館法整備の流れの中で、「郷土資料」という資料区分が明示されたのは、歴史学者である鈴木理生が提示したような教育用語としての「郷土」活用の経緯から、各種教育令・布告からの慣習的踏襲という見方こそあるが、社会教育法との関連の中で社会教育と地域振興を含む包括的な図書館の資料収集方針を示す言語として選定されたと考えることもできる[18)]。昭和二十四年の社会教育法で言うところの「自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境」の一つとして、「郷土」は戦前と戦後でその教育用語としての内実を大きく変えた。戦前・戦中では大幅な国家単位での「ふるさと」意識の涵養、言い換えると単一的な自己同一性の基軸の養成という位置だった。戦後はそれが「国家」や「世界」の比較を可能とする視座・知識の獲得を目指す比較視座を伴う社会教育概念及び、概念接合する以前の“heimat”概念や漢語的「郷土」概念が有していた様な自分が住む文化的・社会的空間、という両軸において取り扱われることになる。それは、あらゆる規模の「地域」の単位を、連続した地域として捉え、「郷土」「地域」として比較する類のものであった。

さて、郷土資料担当者は、そうした戦後の社会教育的「郷土」概念に則して、資料群に「地域」という形質を付与、郷土資料、生活環境といった方向性を持たせる形で収集を行ってきていた。しかし、これが西崎恵らの想定していた「地域」と「国家」を相対的に評価するような観点を国民の中に育むことへと繋がるか、という点には些か疑問を禁じ得ない。これを本稿で語るのは適当ではないが、郷土資料の収集・提供は確かにその地方自治体及び郷土への理解は涵養するが、国際、地域間を比較するための視座へと必ずしも繋がるわけではない。西崎恵が意図していた様な地域格差の是正のための場の提供、という目的は図書館法に基づいた図書館の設置と普及の段階で今も進捗の途にある。しかし、それとは別に教育機関との連携により昇華する為のものとして、国家、全国、県、市などの地域を連続した「地域」という単位として捉えて比較するための感性と思考を研磨する場が必要ではあった。

ともあれ、図書館法において「郷土」概念は地方と首都との知識的格差是正の文脈の中で普遍的な地域レベルでの学力向上を指し示す意味を主としつつ用いられていたが、やがて地方の状況へと配慮した情報資源、地方の中央図書館が管轄する範囲内の資料・史料として収集され、そして公共図書館全体における活動の目的へと変化していった。それは、西崎恵が当初想定していた局地的近視野から国家的遠望へと繋がる国際比較の視点の開拓、あらゆる地理的区分を連続した比較可能な対象として捉えることができる近代的な国民を育くむ為の理想の端緒であった。その達成の可否は別としても、個別に収集される対象として、比較視

座の立脚点を与えるものとして、郷土資料は図書館法内の文言に組み込まれたのである。

## おわりに

本稿では、郷土資料が有する多様性の原因としての「郷土」の言語的取り扱われ方と、図書館法整備に際しての関連語句の変遷をそれぞれ捉えてきた。「郷土」概念は明治初期に“heimat”的文脈を接合しながら、資料としての形質を獲得し、社会教育の礎、地域に関する資料全般という位置を獲得していった。この時点では、地域に関する包括的資料群というだけで継承性の困難さの原因はさほど見られない。それが問われていくのが、本稿では触れなかった1950年代以降の資料取り扱いにおける「郷土の資料」「地域資料」という呼称の登場及び、地域という特殊コレクション化の文脈においてである。『市民の図書館』や「中小レポート」の登場によって、郷土資料は特殊な資料でありながら、普遍性も同時に担保する必要性を獲得していくのである。これは、次稿において全体の概観も含めて言及されるものであり、郷土資料を取り巻く現在の課題を論じるものである。加えて、市民が図書館の保有する郷土資料に対してどの様な位置を示していくのか、本稿では言及しきれなかった冒頭で述べた図書館の市民参画意識の変化に関して掘り下げる形にもなるだろう。

最後に、余談ではあるが、西崎恵の「図書館法」[19]の概論の論調から、郷土資料が図書館法制定に際し、当初期待されていた役割に関して触れておきたい。西崎が郷土資料を含めた地域の啓蒙に関する文言の数々に付与された役割は、戦前成し得なかった人文再興、啓蒙への意気込みの類であった様に思える。「動く図書館」に「新しい図書館」、それは知的格差是正を意図した言葉であり、そこには正しく国際の場へ立つための知の門戸としての、利用者をより良い自学研鑽へと導くための場として図書館法を整備し図書館設置を目指す思想的基盤があった。ともすれば、それはまさに戦前の啓蒙主義が本来目指していたものであり、その失敗により喪失されていた内実を伴った近代的合理主義、自身を客観視するための理性的取り組み、全てを連続する地域として捉える国際比較の視座を確立するための一つの文化的再興への試みであった様に思える。それが達成されつつあるか、あるいは達成されたのかは、現代の図書館との教育機関との連携や活用の在り方を見れば自然に分かることではあるが。少なくとも、郷土という比較視座へと至りうる起点の座を保存し提供していく場が今も維持され続けていることに、そうした期待の萌芽が垣間見える、とするのは些か私の夢想に過ぎるだろうか。

---

1) 柳田國男『青年と学問』岩波書店，1976. など

上記の文献を含めて柳田の論で郷土に関して取り上げたものは多い。柳田の郷土論の研究としては、室井康成「構築される「郷土」観：柳田国男における概念化の意義をめぐって」『総研大文化科学研究』No.2，2006.3，p.98-114. などが挙げられる。

三多摩郷土資料研究会の文献の代表的なものに、三多摩郷土資料研究会編『地域資料入門』日本図書館協会 ,1999，287p. がある。また、三多摩郷土資料会に関する主だった研究としては、桂まに子「戦後公共図書館史における三多摩郷土資料研究会の位置づけ」『東京大学大学院教育学研究科紀要』No.48，2009，p.297-307. がある。

2) 島津俊之「郷土概念と初等地理教育の偶有的接合：明治19年「小学校ノ学科及其程度」をめぐって」『空間・社会・地理思想』No.13，2010，p.19-37.

3) 日本図書館情報学会編『図書館情報学用語辞典』丸善 , 2013, p.53（第4版）.

4) 日本図書館協会用語委員会編『図書館用語集』日本図書館協会 , 2013, p.148（四訂版）.

[5] 大野正己 , 川越市立博物館編『川越学事始め：郷土史の系譜を追う』川越市立博物館 , 1995, p.5.
[6] 城戸幡太郎編『教育学辞典』岩波書店，1939.
[7] 「地理　地理ハ学校近傍ノ地形其郷土郡区府県本邦地理地球ノ形状昼夜四季ノ原由大洋大洲ノ名目等及外国地理ノ概略」教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』竜吟社 , 1997，p.41.
[8] 前掲 2）.
[9] 書籍館とは、教育令・明治十二年九月二十九日太政官布告第四十号における現在の図書館施設を指す施設のことである。
[10] 西崎恵著「図書館法」『図書館法・図書館法の解説』日本図書センター，2001, p.3-11（社会・生涯教育文献集Ⅵ）.
[11] 前掲 1), 三多摩郷土資料研究会編 .
[12] 前掲 1), 三多摩郷土資料研究会編 , p.4.
[13] 裏田武夫，小川剛編『図書館法成立史資料』日本図書館協会 ,1968，p.200.
「公共図書館法案」兵藤第五案（昭和二十三年二月付）第三章図書館委員第二十一条第七項「郷土資料の収集その他適当な附帯施設をなすこと」
[14] 前掲 13)，p.147-148.
「公共図書館制度刷新要綱案」社会教育局（昭和二十一年十二月付）第二条第三項「公立図書館は夫々土地の状況に配慮しその住民の教養に十分な内容を有する固有の図書館設置を目標とすること」
[15] 前掲 13)，p.174.
[16] 前掲 13)，p.241.
「公共図書館法案」日本図書館協会有志（昭和二十三年九月十日付）第三章公立図書館第二十四条第四項までは、中央図書館の事業として「郷土資料のしゆう集」と記載されていた。
[17] 前掲 13)，p.252.
「公共図書館法案」日本図書館協会（昭和二十三年十一月三日付）第一章総則（活動の目標）第五条第二項において「郷土資料及び地方行政資料をしゅう集すること」
[18] 鈴木理生「郷土資料と地域資料」『みんなの図書館』No.154, 1990.3，p.10-11.
[19] 前掲 10).